

公 募 公 告【有償公募】

下記のとおり公告に付する。

記

1. 公募に付する事項：大阪税関が国有財産として管理する庁舎（監視部庁舎外6庁舎）内に清涼飲料水の販売を目的とする自動販売機の設置を希望する者
2. 設 置 場 所：別紙に掲げる施設の指定する箇所
3. 設 置 台 数：8台
4. 使用許可期間：令和4年4月1日（金）から令和9年3月31日（水）までとする。  
ただし、必要に応じて一度に限り更新（5年以内）することが出来る。
5. 募集業者数：1業者
6. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - (2) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者で適正な業務の履行が確保される者であること。
  - (3) 国税及び地方税の未納がない者であること。
  - (4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
  - (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
  - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
  - (11) 下記7. の説明を受けた者であること。
  - (12) その他の条件については、下記7. に示す場所において説明する。
7. 公募事項等説明の日時及び場所
  - (1) 日 時：令和3年10月11日（月）～令和3年10月29日（金）  
平日 午前9時00分～午後0時00分、午後1時00分～午後4時00分
  - (2) 場 所：大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎3階 大阪税関総務部会計課
  - (3) 連絡先：大阪税関総務部会計課国有財産係 電話06-6576-3083  
公募説明を希望する者は、来庁前に上記連絡先に問い合わせること。
8. 応募書類の提出  
令和3年11月12日（金）午後4時00分までに上記7. の連絡先に提出すること。
9. 応募書類の無効  
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格等のない者が提出した応募書類は無効とする。

以上、公告する。

令和3年10月1日

大阪税関長 小林 一久

## 公 募 施 設

施設名	所在地	設置場所	使用許可 予定面積 (㎡)	設置 台数	自動販売機の 種別
監視部庁舎	大阪市港区 海岸通 2-1-4	2階	1.40	1	缶及びペット ボトル飲料
大阪税関 コンテナ検査センター	大阪市住之江区 南港東 7-3-60	1階	1.40	1	
南港出張所	大阪市住之江区 南港東 7-1-41	1階	2.80	2	
大阪税関南港分庁舎	大阪市住之江区 南港東 4-11-28	2階	1.40	1	
堺港湾合同庁舎	堺市西区 石津西町 20番地	1階	1.40	1	
和歌山港湾合同庁舎	和歌山県和歌山市 築港 6-22-2	1階	1.40	1	
舞鶴支署	京都府舞鶴市 字松陰無番地	1階	1.40	1	

(注) 使用許可予定面積は、自動販売機本体及び空き容器回収箱併せての設置面積。